

【報道関係各位】

No.17-009 / 2017 年 3 月 28 日

3/16 有期雇用社員を正社員として登用 — 「同一労働・同一賃金」の実現を目指す —

サタケ(本社:広島県東広島市西条西本町 2-30、代表:佐竹利子)は、3月16日付で、営業所勤務の営業技術員や契約社員などの有期雇用社員を正社員に登用しました。

近年、働き方改革や労働環境の整備などが社会の要請として強く叫ばれています。サタケも「仕事と生活の調和」や「社員の健康増進」などを念頭に、さまざまな取組みや制度の充実を図ってきましたが、新たに3月16日付で有期雇用社員を正社員に登用しました。

これは、平成25年の労働契約法改正による、有期雇用契約5年以上の社員の30年からの無期雇用への転換と、政府が提唱する「同一労働・同一賃金」の実現を目指したものです。併せて、サタケが23年から継続して掲げている「会社を取り巻く全ての人々を幸せにする」という経営方針(基本方針)に沿っています。

対象者は、サタケおよびグループ会社であるサタケ・ビジネス・サポート(株)に所属する有期雇用社員で、営業所勤務の営業技術員(技術的サポートに従事)、生産工場の生産技術員(製造に従事)や契約社員(フルタイムパート)など、計22名が正社員に登用されました。ただし、パートタイマーについては業務形態などの違いから従前どおりとしますが、5年を超えて契約を更新する場合は、本人の申し出により無期雇用のパートタイマーを可能としました。

今回の実施について木谷博郁取締役人事部長は、「“会社を取り巻く全ての人々を幸せにする”という経営方針に沿って、雇用関係にも範囲を広げました。正社員登用によって、社員のやる気が高まり、生産性や業績の向上につながるものと期待しています」とコメントしています。

以上

【本リリースに関するお問い合わせ先】 株式会社サタケ 広報室(担当:宗貞^{むねさだ} 健^{たけし})

〒739-8602 広島県東広島市西条西本町 2-30

TEL:082-420-8501 / FAX:082-420-8701 / e-mail:koho@satake-japan.co.jp

URL: <http://www.satake-japan.co.jp>